

令和7年第4回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年12月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

13番 笠井一司	14番 檜原伸
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	健康福祉部長 大倉洋二
産業経済部長 森克彦	建設部長 森友邦明
水道部長 吉岡宏	教育部長 小松隆
危機管理局長 笠井和芳	企画総務部次長 古川秀樹
市民部次長 酒巻達也	健康福祉部次長 笠井孝彦
産業経済部次長 住友勝次	建設部次長 大石憲司
教育部次長 三宅剛	教育部次長 板東毅
吉野支所長 鈴田直城	土成支所長 妹尾光雄
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 伊坂典恭
監査事務局長 坂東明	水道部次長 吉成永吾

会計管理者 清 田 美恵子

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局長 大塚 久 史

議会事務局長 久保 美 咲

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 75 号 令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 3 議案第 76 号 令和 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 4 議案第 77 号 令和 7 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 5 議案第 78 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 79 号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 80 号 阿波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 議案第 81 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 9 議案第 82 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 10 議案第 83 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 11 議案第 84 号 損害賠償の額の変更について

日程第 12 議案第 85 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について

日程第 13 議案第 86 号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について

（日程第 2 ～日程第 13 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、4番竹内政幸君の一般質問を許可いたします。

4番竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） おはようございます。

議席番号4番、志政クラブ竹内政幸、ただいまから一般質問を行います。

今回は、大きく3問質問いたします。

1問目、少子化した小中学校の対応について、2問目、高齢者世帯対策について、3問目、県道の整備について質問いたします。順次、答弁をお願いします。

それでは、1問目、少子化した小中学校の対応について。

初日の原田議員の質問と重複することもあります。近年、本市においても、児童数の減少が加速度的に進んでおり、学校運営の在り方が大きく問われています。かつては地域のランドマークとして児童の笑い声が響いた小学校ですが、全校児童数の減少、本市においても令和5年度、6年度の出生数が減少し、少子化が加速しています。統廃合の議論が現実味を帯びてきました。

しかし、学校は地域コミュニティの核としての役割を担っていることを忘れてはなりません。少子化に対応することは避けられない課題ですが、今こそ阿波市の未来をどう描くかという視点から、統廃合の在り方を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

文部科学省が、平成27年に策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引には、通学距離、将来推計、教育内容の確保、地域特性といった複数の視点から判断を行うべきことが整理されていますが、本市教育委員会として、学校規模の適正化をどのように定義し、どのような基準で統廃合の判断を行っていますか。

教育の質、良好な教育環境の確保のために、学校教育法施行規則第41条では、小学校の学級数を12学級以上18学級を標準としています。地域の実態に応じて例外は認められていますが、本市の小学校は全て小規模校に該当します。その小規模校が持つ教育的価値を、教育委員会としてどのように捉えていますか。教育長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） おはようございます。

竹内議員の一般質問の1問目、少子化した小中学校の対応についての1点目、本市の出生者数の低下が顕著であり、現在小学校10校の維持は難しいのではないかについて答弁させていただきます。

少子化の進行に伴い、全国的に児童・生徒数が減少し、学校の小規模化が進んでおります。本市においても、就学児童の減少が顕著になっております。

令和7年度の市内小学校入学児童数は200人、全小学校の児童数は1,384人ですが、5年後の令和12年度には、入学する児童数が約130人まで減少し、さらに小規模化が進む見込みでございます。

児童・生徒数の減少は、専門教科の指導や部活動の機会を減らし、学習の質や体験の幅を狭めます。また、友人関係が限定され、社会性の育成にも課題が生じます。

このような状況を踏まえ、学びの質の向上や教職員体制の安定を図り、どの地域や学校でも子どもたちが同じように学べる環境を保障するため、学校の適正規模について検討する必要があると考えております。

一方で、学校は子どもたちの学びの場であると同時に地域の歴史や文化を継承し、防災や地域活動の拠点として重要な役割を担っており、学校再編に当たっては、通学の安全、地域コミュニティへの影響や施設の利用機能の継承、代替手段の確保などを丁寧に検証し、地域のつながりを損なわない方策が必要であると考えております。

学校再編については、保護者、学校関係者などのご意見を伺いながら慎重に検討し、将来を担う子どもたちのため、引き続き教育環境の整備に努め、地域のつながりを確保しつつ段階的、計画的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 教育長より答弁をいただき、学校再編については、保護者、学校関係者などご意見をお聞きしながら慎重に検討し、将来を担う子どもたちのため、引き続

き教育環境の整備に努め、地域のつながりを確保しつつ、段階的、計画的に検討してまいりたいと答弁がありました。

学校は子どもたちが育つ場所だけでなく、地域住民が集う場という側面もあります。保護者や地域住民の声をどのように聞き、どのように反映していただき、さらに統廃合を単なる縮小や効率化と捉えるのではなく、地域の学びの拠点への再設計と捉える発想の転換が求められています。

阿南市では小規模特認校制度を導入しています。また、他自治体でも学校と地域施設の複合化、ICTを活用した遠隔交流など、総合的な取組が進んでいます。本市としても、そうした新しい教育モデルの可能性を検討し、進めていただくようお願いします。

少子化の流れを止めることはできませんが、阿波市として児童の学びの質を確保しつつ、小学校の特色を打ち出し、未来につなげるためにどのような将来像を描いていくのかという視点で共に考えていければと思います、次の質問に移ります。

再問として、中学校の部活動について質問します。

市内の4中学校の生徒が減少し、阿波中学校においても1学年が100人を切っています。

こういった中、部活動において人数不足が生じていると思われます。競技力向上にはある程度の人数が必要であると思われます。

そこでお尋ねします。

各中学校において、人数不足の競技はどのように対処しているか、教育長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 竹内議員の一般質問の1問目の再問、中学校の生徒数が減少し、部活動等において人数不足が生じているが、どのような対策がなされているかについて答弁させていただきます。

今年度、市内全ての中学校にある部活動は、野球部、サッカー部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バレーボール部、卓球部、音楽部または吹奏楽部、美術部となっております。

そのほか、男子ソフトテニス部、女子バスケットボール部、剣道部、柔道部、陸上部、郷土芸能部、ボランティア部がある学校もあります。

議員のご質問のとおり、市内の学校では部活動数も多く、一部の部活動では部員不足に

より単独でのチーム編成が困難となっております。

こうした中、単独では活動が難しい部活動では、複数の学校が連携して部活動を行う合同チームの結成や、拠点となる学校の部活動に他校の生徒が参加する拠点校部活動を行うことにより、生徒が希望する部活動に参加できるよう努めております。

現在、野球部が吉野中学校、土成中学校、市場中学校の3校合同で、サッカー部が吉野中学校、土成中学校の2校合同、また市場中学校と阿波中学校の2校合同で活動しております。

さらに、女子バレーボール部は吉野中学校と吉野川市の鴨島東中学校の2校合同で活動を行っているほか、阿波中学校の女子剣道部は、拠点校として吉野川市の山川中学校の生徒を受け入れ、活動しております。

現在、国においては、急激に少子化が進む中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できるよう、地域と連携した部活動の地域展開が進められております。

本市におきましても、令和5年度より中学校部活動地域移行推進協議会を設置し議論を深めているほか、今年度からは中学校部活動地域移行コーディネーターを任用し、市内にはない男子バレーボール部の地域クラブの実証実験を開始するなど、段階的に部活動の地域展開を進めているところでございます。

今後におきましても、部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、生徒がスポーツ、文化芸術活動に公平に参加できる機会を確保できるよう、地域と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 教育長より答弁をいただき、各中学校において、人数不足解消に向けて、部活動の取組や他校との合同チームの結成や拠点校部活動を詳細に説明をいただきました。

中学校の部活動も、本市において、令和5年度より中学校部活動地域移行推進協議会を設置し、今年度から中学校部活動地域移行コーディネーターの任用を行い、男子バレーボール部の地域クラブにおいて実証事業を進めている。今後においても教育的意義を継承しながら、生徒がスポーツ、文化芸術活動に公平に参加できるよう、地域と一体となって進めていくと答弁がありました。

中学校の先生方の勤務時間が大きな社会問題にもなっています。部活動を地域とともに担い、先生方の負担軽減を願い、次の質問に移ります。

大きな2問目として、高齢者世帯対策について質問します。

本市において、全国平均よりはるかに高齢化が進んでいる現状です。今回は特に独居老人世帯について質問します。

最近、私の地元において、90代の独居老人が自宅の庭で倒れているのを近隣の方が見つけ、近所の方と協力し救急車を手配し、医療機関に搬送されました。その後、市行政、地元民生委員に対応していただき、身内の方に連絡したそうです。こうした事例は、今後、数多く発生すると思います。

昨今は、近所付き合いの希薄化、自治会の加入率の低下、本市では約60%、により独居老人世帯の把握を住民ができなくなるようになっていくと思われます。各地区の民生委員が数多くの独居老人を受持ち、かなりの負担が増加しているのが現状ではないでしょうか。

現在、独居老人世帯対策の現状、また今後増加する高齢者世帯の施策について、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 竹内議員の一般質問の2問目、高齢者世帯対策について、本市の高齢化が進み独居老人対策の現状はについて答弁させていただきます。

本市におきましては、全国的に進む少子・高齢化に加え、核家族化や人口減少などの影響もあり、高齢者世帯を支える見守り体制の整備が重要であると認識しております。

特に、独居の高齢者につきましては、身近に頼れる家族が少ないことや外出機会の減少などから、社会とのつながりが弱まり、孤立や急病時の対応の遅れが懸念される状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本市では、地域や関係機関との連携を図り、見守り体制の充実に取り組んでおります。

まず、民生委員による見守り活動や老人クラブによる友愛訪問を継続するほか、市内の新聞販売店や郵便局など、9事業所と見守り協定を締結し、配達などの日常業務の中で高齢者の異変に気づいた際には、市や関係機関へ連絡できるような体制を整えております。

また、緊急通報装置を無償で貸与し、専任オペレーターによる毎月の安否確認と24時間相談、通報が可能な体制を整えることで、急病や事故時にも速やかに対応できる仕組みを確保しております。

さらに、在宅生活が一時的に困難となった際は、養護老人ホーム等の空き部屋を活用し、短期の宿泊や日常生活支援、健康面の助言などを実施しております。

加えて、健康面の把握が難しい場合は、保健師が訪問して体調や生活環境を確認し、必要に応じて医療機関の受診につなぐなど適切な支援を行っています。

また、保健師や生活支援コーディネーター等が、地域住民が主体となって運営する小地域交流サロンを訪問し、参加者の健康状態の把握や交流の促進を図るとともに、健康づくりや防災、認知症予防などの出前講座も開催し、社会参加や学びの機会の提供にも努めております。

今後におきましても、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、地域との連携を一層深め、見守り体制の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁をいただき、高齢者世帯を見守る体制整備が重要であると認識している。独居高齢者は、社会とのつながりが弱まり急病時対応の遅れが懸念される。そのため、民生委員の見守り、老人クラブの友愛訪問、市内9事業者と見守り協定を締結して、高齢者の異変に気づけば連絡の体制を整えている。また、緊急通報装置を無償で貸与、住宅が困難になった際は老人ホームの短期宿泊、保健師の訪問、保健師、地域コーディネーター等が地域交流サロンを訪問し、参加者の健康状態の把握、健康づくりの出前講座を実施している。今後も、高齢者の皆様の見守り体制の充実を図っていききたいと答弁がありました。

今後も、本市では、高齢化が加速し、独居老人世帯の増加が予想されると思われます。地域の住民の皆さんで見守りづくりの充実を図っていくまちになるようお願い、次の質問に移ります。

それでは、大きな3問目、（1）といたしまして、県道12号鳴門池田線の阿波町勝命区間の歩道整備の進捗状況は。

日開谷橋以西の本線は、幅員も狭く、自転車、歩行者の通行があれば、車両がセンターラインをオーバーして通行しているのが現状であります。安全性の低下が危惧されています。部分的には歩道整備が行われていますが、まだまだ未整備区間がたくさんあります。

現在の整備区間の現状、また今後の整備計画はどのようになっていますか。

（2）といたしまして、同路線と旧県道市場学停車場線、市場マルナカ交差点拡張工事

計画の予定はあるのか。

当交差点は夕方の通勤時間帯は特に買物客、通勤、通学と車両が多数通行する交差点であります。交差点を拡張し、右折レーンを新設し、停滞緩和を図れたらよいと思われま

す。

県として整備計画はあるのでしょうか。2つの設問を一括して、担当部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 竹内議員の一般質問の3問目、県道の整備について幾つか質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず1点目の、県道12号鳴門池田線の阿波町勝命区間の歩道整備の進捗状況はについてですが、主要地方道鳴門池田線につきましては、本市を走る道路の中で最も交通量の多い路線であり、市民の交通安全性向上の観点から、これまでも市として徳島県に対し、歩道整備の必要性を伝えてきたところでございます。

特に、通学路や生活道路として利用頻度の高い区間においては、沿線住民の皆様からも引き続き安全対策に関するご要望をいただいております。

当該県道の阿波町区間においては、ショッピングプラザ・アワーズより西側を大道北工区、大久保谷川より西側を康申原工区、また日開谷橋より西側を勝命工区として歩道整備を行っていただいているところです。

議員ご質問の勝命工区の歩道整備については、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎道路担当に照会したところ、当該工区については、用地の協力が得られた一部の区間で今年度より歩道整備工事を予定している。また、残る用地についても、引き続きご協力が得られるよう交渉を重ねているとの回答がありました。

市としましても、県とともに地権者へ整備の必要性を丁寧に伝えていくことが重要であると考えております。

続いて、2点目の同路線と旧市場学停車場線の交差点拡張工事の計画の予定はについてですが、議員ご質問の主要地方道鳴門池田線と県道市場学停車場線の交差点につきましては、交通量が多く時間帯によっては渋滞が発生することから、地域の皆様から安全性の向上や円滑な交通の確保に関するご要望をいただいていることは市としても十分に認識しているところであり、これまでも状況を確認しつつ、必要に応じ県と情報提供を行ってまいりました。

今回、改めて県に対し事業化の見通しを照会したところ、当該交差点が地域交通において重要な結節点であり、安全対策の要望も多いことは認識しているものの、上野段工区等の道路整備を優先的に進めているところであり、今後の事業化につきましては、市へ相談させていただきながら検討してまいりたいとの回答でございました。市としましても、地域の実情を踏まえた改善の必要性を、今後も県に継続的に伝えてまいります。

引き続き、市民の皆様が安全かつ安心して通行できる道路環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 部長より答弁をいただき、鳴池線の歩道整備は、市民の交通安全性向上の観点から、市としても県に対し歩道整備の必要性を伝えてきた。阿波町区間では大道北工区、上野段工区、勝命工区として歩道整備を行っている。勝命工区については、用地の協力を得た区間では、今年度歩道整備を予定していると回答がありました。

また、交差点拡張工事計画の予定について、市場マルナカ交差点については、交通量も多く時間帯によって停滞が発生することから、地域の皆様方から拡張工事計画の要望をいただいているところは市としても認識しているが、上野段工区等の道路整備が優先しているとの回答がありました。当交差点の事業化については、今後市と相談しながら検討してまいりたいと県の回答でした。

鳴池線は、阿波市の東西を走る最重要路線で、用地交渉等大変ではあると思いますが、安全性向上、円滑な交通の確保からも、なお一層の市から県への働きかけをお願いして、私の今回の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで4番竹内政幸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 議席番号6番、志政クラブ武澤豪、令和7年12月議会の最終と

なりましたけれども、ただいまから一般質問を始めます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の質問は大きく2点です。

今回の2点の質問については、過去に質問しておりますが、過去に質問したことでのように市が行動したのかについて尋ねるものであります。

まず1点目、外国人の土地取得について。前々回の第2回阿波市議会定例会6月議会において、同じ質問をいたしました。

阿波市においては、農業に対し多くの外国人が参入しつつあり、トラブルも発生している。また、外国人がしつこく土地を借りたい、購入したいとの理由で不安になっているとの話もしました。

農地をはじめ、家屋等を外国人が取得していることについて質問し、答弁では、令和5年度から6年度にかけて市に届けられている利用権設定による農地の賃借状況では、約2倍になっているとの答弁があったと思います。

この状況を知り合いの他の市町村の議員に話をすると、先日開催された徳島県西部市議会議員研修会で、ある地区の議員が調査を行い、その地域でもかなりの規模を外国人が賃借または購入しており、初めて実態を把握したようで、国や県に対し訴えかけるとのことでした。また、数名の徳島県議会議員との話の中で同様の話をすると、この状況に驚き、県議会としての現地調査や国に対し、陳情などの対応も検討していただけるとのことでした。

さて、さきの7月20日に行われた参議院選挙、この選挙は我々日本国民に対して、まさに日本人としての考えを投げかけられる投票結果になったのは記憶にあるでしょう。日本という国で、日本人を1番に考え、日本人が豊かで暮らしやすい将来を考え、日本人ファーストという言葉が日本中を席卷いたしました。批判など様々ありましたが、結果は皆様をご存じのとおりだと思います。

では、最初の質問として、令和7年第2回阿波市議会定例会において同じ質問をしたが、推移はどのようになっているのか答弁願います。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 武澤議員の一般質問、外国人の土地、主に農地の取得について、令和7年第2回定例会において同様の質問をいただいておりますが、その後の推移についてご質問をいただいております。

まず、政府におきましては、11月4日に開かれました関係閣僚会議におきまして、外国人の土地取得の規制について総理から検討するよう指示が出されたと報道されております。

在留外国人の現在の人数といたしましては、2025年、本年6月末現在で約395万人で、2022年から年率10%のペースで増加しており、人口に占める外国人比率は3.2%となっております。

このような状況下での外国人の土地取得につきましては、令和7年第2回市議会定例会でも答弁させていただきました令和4年に施行されました重要土地等調査法により、防衛関係施設、海上保安庁施設、原子力発電所等の重要施設のその周辺に関しましては、調査、規制の枠組みが設けられております。

一方、それ以外の区域につきましては、世界貿易機構WTOの協定に基づき、国内外の企業などの活動条件を平等にする、内国民待遇というんですが、これを原則としているために国籍に基づいた土地取得の規制が厳しい面があります。

また、農地の取得につきましては、農地法第3条に基づきまして、日本人、外国人を問わず、農業委員会の許可により取得可能であり、国籍に関係なく適用をしてございます。

このような中、農地法施行規則第11条第6項の一部改正によりまして、令和5年9月からは農地取得の申請書に国籍及び在留資格の記載が必要となりました。

さらに、令和7年4月以降は短期滞在の在留資格を有する外国人による農地取得は原則禁止となり、申請時には在留期間の記載も求められるなど、審査の厳格化が進んでおります。なお、賃借についても同様の扱いとなっております。

議員ご質問の農地取得、賃借の推移でございますが、まず農地法第3条に基づく外国人による農地取得状況につきましては、令和6年度、3人が14筆、8,701平米を取得しておりますが、本年4月から10月末におきましては、農地取得の事例は確認されておられません。

一方、賃借状況につきましては、令和6年度は賃借人が11人で123筆、約11万6,000平米の賃借に対しまして、令和7年4月から10月末時点で11人が293筆、約27万3,000平米を賃借してございまして、筆数、面積とも大きく増加傾向にあるのが現状であります。

本市といたしましては、今後、国でも様々な議論を受けて、県並びに関係機関と連携しながら、引き続き適正な審査と情報共有の徹底に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 安丸副市長に答弁いただきました。

答弁の内容を分かりやすく表にいたしました。（パネルを示す）

令和5年度が6人で61筆、5万9,566平米だったのが、令和6年度は11人で123筆、約倍ですね。11万5,909平米、こちら10アールを1,000平米として、1ヘクタールを1万平米とした場合に、約1.1ヘクタール借りられたこととなります。

令和7年度、今現在の途中なんですけれども、人数は変わらないんですけれども筆数が293筆、面積が27万3,191平米、約27ヘクタールになります。阿波市の全耕作面積、ネットに出てるんですけれども、約3,470ヘクタールとなりまして、恐らくこのまま推移していきますと、今年度末には阿波市全体の耕作面積の約100分の1はもう既に取得されているというような状況になります。

令和7年第2回阿波市議会定例会、約半年前となります。半年間で賃借契約がこのような結果に表れているのは、理事者の方々、そして議員の方々、そして市民の皆様にも理解していただけたと思います。この事実を皆さんはどう取られるでしょうか。

一方で、一部の考え方では、耕作放棄地解消になっていいのではないかという声もあるのは事実ですが、それは裏を返せば、今のままでの農業がもうからない、魅力がないから後継者がいないために耕作放棄地になるのではないのでしょうか。外国人が実際の耕作放棄地を解消するのであれば、なぜ草や木が生い茂った農地は減らないのでしょうか。

過去に阿波市では、企業誘致として大手の企業の農業部門を誘致したことがありました。そのときにも、私どもの前では、その企業の方は耕作放棄地対策として仕事を行うと話したのにもかかわらず、実際は、既に利用されている生産者の農地を賃借し、耕作放棄地対策には至ってはおりません。今回の外国人の賃借に関しても、優良農地を借り入れているのが目立ち、耕作放棄地対策にはなっているように私は思えません。

魅力ある農政を後進に引き継ぐためには、現在の農業者がもうかる仕組みを改めて考え直し、国や県、市が補助を行うことで耕作放棄地の解消はできると考えます。

私が耳にした外国人の農業経営では、主となる人間がどんどん借地にて規模を拡大し、そこから日本の農業者なら必要となる新たな雇用も、身内や知り合いを祖国で集めることで解消し、労働基準法に適さない労働時間と賃金で雇用することで収益を上げており、外

国人が規模拡大するにはうってつけの環境であるとのことでした。

現在、借地設定されており、期限が来れば返却されるから心配ないと思う方もおりますけれども、現在貸しているということは、作る人がいない、後継者がいないからこそ貸しているのです。将来的には手放すことは容易に理解でき、現在の借地が将来的に外国人所有の土地に変わる可能性は十二分に考えられるでしょう。そして何より、阿波市は他の市町村にはない北岸用水を備えており、バルブをひねれば豊富な水を供給でき、非常に魅力的であると言えます。

愛媛県のある市議会議員の話では、ヨーロッパの企業がワイン用のブドウを生産する土地を購入する手続を市を通じて行っていました。その市議の調査の結果、ヨーロッパの企業ではなくある国の企業のフロント企業であることが分かり、持ち株比率で実際の国とは違う国の人間が購入を計画していたことが発覚し、結局土地の購入には至らず、現実を知った農地提供予定者が大いに安堵したとの事例もあります。

私は、外国人土地買収問題や賃借問題に非常に危機感を抱いており、様々な会議や勉強会、交流会などでも問題提起を行ったことで、私だけの発言ではないとは思いますが、参議院選挙などの効果もあり、徳島の一部の市町村、そして全国または国会などで問題として上がることになりました。

では、再問として、約半年前の6月議会質問後に、外国人の土地取得問題に関して市長は国や県に対しどのような活動を行ったのか答弁願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 武澤議員の一般質問の再問、質問後に国や県に対してどのような活動を行ったのかについて答弁させていただきます。

これにつきましては、国においては、農林水産省そして地方におきましては、農業委員会にいろんなことが委ねられておまして、議員も先ほど言われましたように、本年の4月からは、短期在住の方にもいろいろな厳格な改正をしております。こういった中で、本市における外国人による農地取得につきましては、令和5年9月以降の申請書への国籍、在留資格の記載義務化、令和7年、先ほど申しました4月からの短期在留資格に係る取得原則の不可、及び在留期間情報の記載といった国の農地法の施行規則等の改正内容に準拠し、厳格に対応しております。

農業委員会の許可審査においても、耕作の意思、営農計画、農地管理能力を丁寧に確認し、不適切な取得が行われないよう運用を徹底しております。

取得後におきましても、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、毎年の農地パトロールによる農地利用状況調査をはじめ継続的な見守りを行い、耕作実態や無断転用の有無を確認しております。

現在、国会審議等において、外国人による農地取得が、食料安全保障や農地の適正管理の観点から一つの論点として取り上げられております。

私におきましても、全国4団体ということで、徳島県の市長会、四国の市長会、特に全国市長会におきましては範囲も広いのでございますので、先ほど武澤議員も言われましたように、空き家とかと結びつけてその解消といった意見が、一つの方向ではないんですが、こういったことも議論されております。

何が100点かというのに、割合は言えませんが、こういった中で議論されている中で、全国市長会が特に議論をしているということに加えて、国では制度の見直しが進められてきて、取得状況の把握や審査の適正化に向けた議論が続けられております中、こういった関係情報を随時推奨するなど、国の動向の把握に徹底して努めていくと。そして、本市といたしましては、阿波市の特性を生かしながら、国の動向を注視しながら、国、県に対しても平素より農業委員会、農業会議など情報交換の場を通じて市の考えや実態の的確な伝達に努めるなど、本市の状況及び課題を適時共有しているところでございます。

引き続き、必要に応じて国、県とも情報のやり取りを行いながら、国の制度改正、運用改善の動向を注視し、地域の実情に即した適正な農地利用の確保に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 町田市長に答弁いただきました。

市長の答弁の中に、国の動向を注視しつつ、国、県に対しても情報交換の場を通じて市の考えや実態の的確な伝達に努めるなど、阿波市の状況及び課題を適時共有しているとのことでした。町田市長、誠にありがとうございます。

阿波市長の各地での問題提起が大きくなうねりとなり、問題解決の一步に変わることは間違いありません。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

さて、令和9年度には、国会で重要土地等調査法が見直しを予定されておりますが、それを待たない形で、令和8年の通常国会で外国人による土地取得規制強化を目指すとの報道もあります。国会の審議において一番重要視されるのは、当然、市民や国民、市町村な

どの声であり、それを反映できる国でなければならないと強く思います。2000年施行の地方分権一括法では、国や県、市町村は対等、協力関係になりました。地方から、リアルな声を県、国に伝えることも市町村の役目です。

新内閣となって、日本は生まれ変わろうとしております。我々日本人が、日本の土地を守り、後世に伝統文化や日本人の思想を守り、そして私たちの子や孫、子孫が安心して暮らしていける阿波市にするためにも、町田市長、理事者の方々、引き続き、県や国に対し要望をお願いいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

2問目に入ります。少子化対策についてです。これも、6月議会において質問させていただきました。

2024年の日本の出生数は、統計以来初めて70万人を割り込み約68万6,000人、2025年1月から9月までの速報値では前年同期比で2.8%減の約52万5,000人となっており、このままでは60万人半ばから前半の出生数になるとの予測値が出ております。

6月議会で質問しました内容から6か月しかたっておりませんが、担当課がどのような考えをなされて、どのような効果が得られ、阿波市の現在の出生率は現在どのようになっているのかについて質問をいたします。

人口減少問題は、あちこちで見受けられます。まず、至るところに見られるスタッフ募集の貼り紙です。様々な業種の経営者と話をしていると、共通するのが人員募集をかけても人が来ないとよく耳にします。各市町村や町役場、消防署、警察など公務員も同様に、募集に対する人員がそろわないと耳にするようになりました。商工業、土木業など全ての分野でも、会社を継いでくれる人間がいなため廃業するということも増えてきております。一部の大手運輸会社では、輸送強化のために、毎年100名程度の外国人に対し採用を目指すとの報道もあります。

また、私が所属させていただいている文教厚生常任委員会でも、本年度の研修は、学校の統廃合について研修を兵庫県でさせていただきました。生徒の減少で、競争原理も働かない、友達が少ないなどの理由もありましたが、先日原田議員の質問でもありましたが、当然阿波市でも今後統廃合の問題を進めなければなりません。

また、11月18日には大分県で大規模な火災が発生し死傷者が出ました。この中で問題として上がったのが、空き家の問題です。人口減少により空き家が増えたことで、手つ

かすの草木に火が燃え移り、火災を拡大した要因の一つであるとも言われております。人口が減少すると、比例して空き家もどんどん増えていきます。阿波市においても同様の課題を抱えております。

では、最初の質問として、少子化対策の効果は、そして出生率はどうなっているのか。年度の途中なので、分からなければ今年度の出生数でも結構ですので答弁願います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問2問目、少子化対策についての1点目、少子化対策の効果は、出生率については答弁をさせていただきます。

初めに、議員ご質問の出生率についてですが、市町村単位での直近の数値の把握が困難であることや、第3次阿波市総合戦略における評価指標として出生数を採用していることなどから、今回は出生数を用いて答弁をさせていただきます。

本市における少子化対策の取組ですが、昨年度に策定いたしました第3次阿波市総合戦略に掲げる基本目標の一つである結婚・出産・子育ての希望づくりを達成すべく、様々な取組を展開しているところでございます。

幾つか具体的に挙げますと、阿波っ子応援券の支給やあわっ子はぐくみ医療費の助成、認定こども園や放課後児童クラブ専用施設の整備、また中核的な相談窓口となる子ども家庭センターの開設など、総合的に子育て支援施策を推進し、子育て世帯の経済的、心理的な負担軽減に取り組んでまいりました。

その一方で、近年の本市の出生数を見ますと、令和4年度は140人、令和5年度は117人、令和6年度は112人で、年々減少傾向にあります。令和7年度の4月から10月までの出生数は、現時点で70人となっております。

これまで阿波市総合戦略に基づき、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりを目的として様々な取組を推進してまいりましたが、本市を取り巻く状況は依然として厳しいものであると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 坂東理事より答弁いただきました。

第3次阿波市総合戦略の効果であるのか、4月から10月までの出生数は70人となっており、油断はできませんが前年を上回る数字であると思います。うれしく思いますが一喜一憂せず、引き続き注視しながら年度末の結果を待ちたいと思います。

阿波市においても、県、国においても、人口減少で得られるメリットはほとんどなく、人口が減少することで当然税収も減り、国や県から阿波市への交付金も減少することは間違いありません。

人口減少で、これから先の社会構造がよくなることはないでしょう。考えられるのは、税金と社会保険料の負担の増加、近隣の商業施設の閉鎖、移民などの外国人の増加に伴う犯罪率の上昇、道路や水道などのインフラ整備の整備不良、警察官や消防士の減少に伴う犯罪や災害の抑止力の低下など切りがありません。

自分がない将来だからこそ後回しにする、未来に任せるのではなく、今、変化したからこそ少子化の歯止めがかかった、そう胸を張って後世に伝えてもらいたいと願うのは私だけではないはずです。

では、再問に入ります。

この秋頃から、来年度の予算編成に向け、様々な予算要求が各部から出てきていると思います。

阿波市が掲げている、子育てするなら阿波市のように、子育てするには最高の場であると私は思います。ただ、前回は前々回も申し上げましたが、子どもを産んでいただいたからこそ子育てができるのです。

人口減少が現実となっている現代において、阿波市の具体的な出生率を上げるプランはについて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 武澤議員の一般質問の再問、人口減少が現実となっているが、阿波市の具体的な出生率を上げるプランはについて答弁をさせていただきます。

武澤議員も言われましたように、大きい意味で少子化対策も含めて、人口減少について答弁をさせていただきます。

少子・高齢化を含む人口減少対策は、市で一番大きな課題と受け止めております。これまでも、先ほど理事が申しましたようにいろいろな対策を講じてまいりました。

そして、この問題は非常に難しい問題でありまして、人々の生き方にも関わるテーマでありまして、呼びかけの方法に関しましても非常に難しいものがあります。これさえやれば必ず効果があるといった方策はなかなか難しいということで、しかしながら放置して何もせず見ておくわけにはいきません。これまでもいろんな、先ほど申しましたが令和4年には条例もつくりまして取り組んでおりますが、こういった中で、数字を言いますと20

年前の合併当初には阿波市内の出生者が250人から年間260人を推移しておりましたが、先ほど言ったような数字になっております。

社人研では、10年後、阿波市の人口が約2万6,000人、これは何も対策を打たなければという数字であると思いますが、そして25年先の2050年には2万人を割り込むというような衝撃的な数字が出ております。あわせて、徳島県でも25年先の2050年には50万人を割り込むと、日本全体におきましても今1億2,300万人おりますが、約1億程度になるというような答えが出ております。

手探りの中で、これをやったら効果があるという事業を実施していくようになるんですが、先ほどの総合戦略とか総合計画を参考にしながら具体的なものを言いますと、この人口減少対策は、転入の増加、転出の削減、それと出生率の増加ということになるんですが、子育てのしやすい阿波市での環境づくりを充実していくということで、これは具体的なあれで言いますが、これをすぐやるということではないんですけど、例えば子育て基金などを創設しまして、この定例会で言わせていただきましたふるさと納税の増額と併せて、子育てに対してふるさと納税をしてくれる方に、市がその上に上乗せをして基金を積んでいって、いろんな市議会の意見を聞きながら、市とか市民のいろんな声も聞いて、事業を取捨選択して実施していくということが1点でございます。

そして、傾向としましては18歳から20代前半の女性の方の市外への転出が多いということで、この対策として官民一体となって、市だけでは補えませんので、企業の方の女性の働き方、女性の働きやすい職場づくりっていうのも企業の経営者などに協力をしていただくと。こういった中で、女性のキャリアアップと申しますか、出産、育児をしてもキャリアアップの確保、そういった中で育児休暇の、これも夫婦なんですけど100%の取得を目指すとか、こういったことで企業の中でこういった対策を一緒にしてもらおうということも大事ではなかろうかと思っております。

そして、少子・高齢化や人口減少につきましては、武澤議員も言われましたように、市内の経済を縮小して、プラスの要素は全然ございませんので、こういったことで本市といえども、現状維持というわけにはいきませんが、少しでも先ほど申しましたように、伝え方とか人の生き方にも左右しますので、そこらも勘案しながらこれからいろんな事業、最近では子育て、教育、一貫してるんですけど中学校の給食無償化とか、ランドセルの代わりにリュックサック、乳幼児医療費助成とか、段階的にやってまいりましたが、このような数字が結果となっておりますので、これからは、他団体のいろんな効果のある

事業も参考にしながら、これが阿波市に見合っているのかという事業をどんどんやって、効果が長くかかるもの、短くかかるものありますが、こういった事業でやっていきたいので、市議会のほうからもいろんな提言を出していただきまして、共に企業や市民と一緒にあって、この子育て対策に傾注していきたいと思いますので、ご協力をお願いしながら、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 町田市長から答弁いただきました。

答え、正解はこれというものがないということで、非常に難しい課題ではありますがけれども、市議会とも協力しながらいろいろな解決方法を提案等していければと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

新年度を迎えると、町田市政も1期目最後の年となります。

今後の阿波市を見据えた予算編成に頭を悩ませるのは百も承知ですけれども、阿波市から人口減少問題を先送りすることなく、様々な手を試すことで結果が出ます。試さずして結果は得られません。私も、金融機関で勤めていた時代に上司からよく言われていた言葉があります。机で100回考えるより、実際に行動を起こさないと結果は分からない。

市長や理事者が判断するのは、翌年に繰越しのできるプラスの税収や基金、そして国や県からの予算、たくさん交付金があるうちの予算規模で様々な挑戦をするのか、来年、再来年と減り続けるであろう税金、交付金で予算規模が縮小した中で挑戦するのか、それとも見て見ぬふりを続け、他の市町村との比較で傷を隠しドングリの背比べを行うのか、いずれも最終決定権があるのは町田市長であります。

上半期では、70名という阿波市の宝が生まれました。ここから毎年度、前年度を上回る起点でもあります。町田市政の本気の少子化対策に期待を抱いて、今回の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第75号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第76号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第77号 令和7年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 日程第 5 議案第 78 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 79 号 阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 80 号 阿波市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 81 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 82 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 83 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 84 号 損害賠償の額の変更について
- 日程第 12 議案第 85 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 86 号 阿波市立図書館等の指定管理者の指定について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 2、議案第 75 号令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 13、議案第 86 号阿波市立図書館等の指定管理者の指定についてまでの計 12 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 75 号から議案第 86 号までについては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 4 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審議されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

9 日午前 10 時から総務常任委員会、午前 11 時から議会改革特別委員会、午後 1 時から議会運営委員会、10 日午前 10 時から文教厚生常任委員会、午後 1 時から地域活性化特別委員会、12 日午前 10 時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、12月17日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時15分 散会